

Q 年少者の労働時間等は

A

年少者の労働時間は労働基準法でさまざまに規制されています。ここでは、児童でない年少者の規制内容を項目ごとに説明しましょう。

1 労働時間の原則（第 60 条・第 61 条）

基本的に 1 日 8 時間、1 週 40 時間労働が限度となります。つまり、時間外・休日労働や変形労働時間制の適用は原則できないということです。また、深夜労働も原則禁止されています。

2 時間外・休日労働の例外

(1) 1 週 40 時間で、1 週間のうち 1 日の労働時間を 4 時間以内に短縮する場合、他の日の労働時間を 10 時間まで延長することができます。

このとき、変形の仕方を就業規則や労使協定で事前に規定する必要はありません。ただし、計画は明示する必要があり、結果的に短縮措置をとるような運用は違法となります。

また、「他の日」とは 1 日に限る趣旨ではなく、たとえば、1 週間のうちの 2 日を 9 時間労働とすることも可能です。

(2) 労基法 33 条の非常災害および公務による時間外・休日労働は可能です。

3 変形労働時間制の例外

1 週 48 時間、1 日 8 時間以内であれば、1 ヶ月単位の変形労働時間制と 1 年単位の変形労働時間制を適用できます。

4 深夜労働の例外

(1) 交代制によって使用する満 16 歳以上の男性であれば可能です。

(2) 非常災害時に労働時間を延長する場合や休日労働をさせる場合には、深夜労働は可能となります。なお、公務による時間外・休日労働の場合には、例外は認められません。

(3) 農林、畜産・水産、保健衛生業に従事する場合、電話交換業務に従事する場合は、深夜労働は可能です。

5 休憩時間

年少者は、一斉休憩の特例は適用除外となります。